

入札公告

令和6年3月11日

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官

横浜植物防疫所長 森田 富幸

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 横浜植物防疫所札幌支所における自動車の賃貸借契約（単価契約）
- (2) 仕様等 : 入札説明書による
- (3) 履行期間 : 入札説明書による
- (4) 履行場所 : 入札説明書による

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階
横浜植物防疫所総務部会計課 調達係
TEL 045-211-7151
- (2) 日時 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで
(ただし、行政機関の休日を除く。午前9時～午後5時)

4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含め、仕様書に示す予定数量に単価を乗じて算出した金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 提出書類等

- (1) 提出書類 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 提出期限 令和6年3月26日（火） 午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3の（1）に同じ（郵送可とする。）

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月27日（水） 午後3時 入札後直ちに開札を行う
- (2) 場 所 横浜植物防疫所 会議室（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階）
ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和6年3月26日（火）午後5時までに上記3の（1）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。
なお、電報、ファックスによる入札は認めない。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

9. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

10. 契約書の作成の要否

要

11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html>）をご覧ください。

仕 様 書

1. 件名

自動車の賃貸借契約（単価契約）

2. 目的

北海道内において植物検疫業務を行うための移動手段

3. 使用場所等

使用場所等については、主に以下のとおりとする。

- 1 横浜植物防疫所札幌支所（札幌市豊平区羊ヶ丘1番地）
- 2 横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所（千歳市美々 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル内）
- 3 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所（釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎内）
- 4 横浜植物防疫所札幌支所小樽出張所（小樽市港町 5-2 小樽地方合同庁舎内）
- 5 横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所（苫小牧市港町 1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎内）
- 6 横浜植物防疫所札幌支所函館出張所（函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎内）
- 7 札幌駅、女満別空港、旭川駅、帯広駅、新函館北斗駅、釧路駅、帯広空港、中標津空港
- 8 北見駅、網走駅、出張先における宿泊施設等（出張先市町村内に営業店舗がない場合及び出張行程の都合により営業店舗の営業時間内に借用が困難な場合）

4. 使用者

植物防疫所に所属する職員

5. 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

6. 仕様等

- 1 仕 様 別紙1「車両の仕様」のとおりとする。
- 2 借用単位 1回の借用単位は24時間の1日単位とする。
- 3 借用方法 借り受けを希望する日の前日までに、使用者名、使用日時、借用場所、排気量クラスを請負者に連絡する。急を要する場合には借り受けを希望する当日に連絡することもあり得る。
配車にあたり、別紙「車両の仕様」に記載された車両クラスの配車が困難な場合には、別排気量クラスの車両を配車することは差し支えな

い。その場合においても車両クラスの違いによる契約単価との差額料金の支払いは行わない。

- 4 借受場所 第3・1から6に定める場所を拠点として借用する場合は、当該官署へ納車を行うものとする。

第3・7に定める場所を拠点として借用する場合は、使用者が店舗まで借り受けることとする。このため、第3・7に定める場所に店舗があること。店舗は、第3・7に定める場所から概ね半径300m以内にあること。

第3・8に定める場所を拠点として借用する場合は、請負者の営業店舗又は使用者と請負者間において借用日前日までに協議して決定した場所（以下「営業店舗等」という。）とする。

- 5 返却方法 車両を借り受けた営業店舗とする。但し、事前に借受店舗以外で返却することの許可を得た場合は、返却店舗は乗捨に対応すること。

また、燃料は、返却前に使用者側で満タンまで給油する。ただし、使用者が燃料を補給しえない事情がある場合は、請負者が別に定める方法により、負担額を決定することとする。その際、負担額がわかる書類を発行すること。

6 保険・補償

- (1) 請負者の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等（以下「事故等」という。）が発生し、車輛の修理・清掃等（以下、「修理等」という。）が必要となった場合、請負者は、その状態に応じて、事故等の程度や修理等の所要時間に関わらず、次に掲げる金額を横浜植物防疫所に請求できるものとする（以下、当該請求行為及びその料金を「ノンオペレーションチャージ」という。）。

- ア. 自走が可能な場合 1件につき 20,000円（非課税）
イ. 自走が不可能な場合 1件につき 50,000円（非課税）

なお、イに該当する場合で、修理工場等への車輛の移送に費用がかかる場合は、上記金額に加え、その料金を請求できるものとする。

請負者は、ノンオペレーションチャージの請求を行う場合には、当該車輛を借用した職員及び検査職員に速やかに通知するとともに、請求書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (ア) ノンオペレーションチャージを適用する事故等（以下、「適用事故等」という。）が発生した日時、場所、使用者、状況、修理等の内容及び修理等に要した時間を明らかにした書面。

- (イ) 適用事故等の状況が判る写真。

- (ウ) その他、ノンオペレーションチャージの請求にあたって必要

になると当所が判断し、請負者に提出を指示した書類。

- (2) 事故等が発生した場合は、請負者が車両に付保する保険及び保障により補填することを原則とするが、事故等の内容及び原因から国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）を適用すべきと判断した場合は、この限りではない。

7. 予定回数

予定回数は、別紙 2 「予定回数」のとおりとする。

ただし、予定回数は、いずれも予定であり、実際に使用を約束するものではない。

8. その他

- (1) 支払請求書には、内訳（使用者、借受店舗・営業所等、借受・返却時刻）を添付し、ノンオペレーションチャージに係る請求は別に請求すること。
- (2) 請求は一月単位で毎月月末を締日とする。
請求書は翌月 15 日までに発行し、適正な請求書を受理してから 30 日以内に指定する口座へ振り込むこととする。
- (3) ETC カードは当所が所有しているものを使用する。
- (4) 借り受けた車両に損傷等が生じた場合、借り受けた車両を原因とした物品等の損害及び人身の傷害等が生じた場合には、ノンオペレーションチャージに該当するものを除き、全て請負者の負担により対応すること。
- (5) 当所が希望した場合、利用者・利用場所・金額が明記された、電子データの提供を行うこと。
- (6) 冬期間はスタッドレスタイヤ装着車を配車すること。
- (7) その他、法令、契約書及び本仕様書に定めのない事項に関しては、横浜植物防疫所総務部会計課調達係と協議の上、これを定めるものとする。

(別紙 1)

車両の仕様

ボディタイプ	排気量	燃料	乗車人数	駆動／変速
普通乗用車	1000cc～1300cc	レギュラー ガソリン	5人	普通免許（オートマチック車限定）で運転することができること
	1500cc			
	2000cc～2500cc (ミニバンタイプ)		6～8人	
貨物自動車 (最大積載量 1,000kg)	2000cc～2500cc	レギュラー ガソリン又は 軽油	6～8人	

安全装備

- ・アンチロックブレーキシステム（ABS）
- ・運転席及び助手席SRSエアバッグ
- ・利用者の求めに応じて、スタッドレスタイヤを装着した車両及び四輪駆動車を貸し出すこと。

その他装備

- ・エアコン
- ・カーナビゲーション
- ・ETC車載器
- ・パワーステアリング
- ・ドライブレコーダー

環境基準

- ・政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版）」に規定された基準を満たす自動車であること

その他

- ・利用者の過失によらないトラブルが発生した場合は、速やかに車両を交換すること。

別紙2

予定回数

	札幌支所	新千歳空港出張所	釧路出張所	小樽出張所	室蘭・苫小牧出張所	函館出張所
1000cc～1300cc	80	5	75	2	2	2
1500cc	10	1	1	1	1	1
2000cc～2500cc (ミニバンタイプ)	10	1	1	1	1	1
貨物自動車	10	1	1	1	1	1

	札幌駅	女満別空港	旭川駅	帯広駅	新函館北斗駅	釧路駅	帯広空港	中標津空港
1000cc～1300cc	2	170	20	35	10	5	5	5
1500cc	1	15	1	1	1	1	1	1
2000cc～2500cc (ミニバンタイプ)	1	5	1	1	1	1	1	1
貨物自動車	1	1	1	1	1	1	1	1

	北見駅	網走駅	その他
1000cc～1300cc	2	2	2
1500cc	1	1	1
2000cc～2500cc (ミニバンタイプ)	1	1	1
貨物自動車	1	1	1

合計	
1000cc～1300cc	424
1500cc	40
2000cc～2500cc (ミニバンタイプ)	30
貨物自動車	26